

岩手県告示第373号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡広域振興局土木部築川ダム建設事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市川目地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年10月2日から令和2年3月20日まで
- 3 実施する公共測量の種類 航空レーザ測量（レベル1000）